

食品安全情報（化学物質） No. 4/ 2015 (2015. 02. 18)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部
(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

<注目記事>

【EFSA】 食品が嵐を呼ぶときー実績のあるリスクコミュニケーションレシピ 2015

欧州食品安全機関（EFSA）は、食の安全に関するリスク評価やリスクコミュニケーションを行う時に起こる様々な状況に対し適切に対応するための意志決定を支援するガイドラインを発表した。良いリスクコミュニケーションの原則、気にすべきことやその考え方、各種伝達方法の向き/不向き、などがまとめられている。

*ポイント： リスクコミュニケーションを行う際にどのように考えて準備すべきなのかを、とても丁寧にまとめています。リスクコミュニケーションの基盤となる、ハザードとリスクの特徴をよく把握するという点についても、「何がハザードなのか?」「新しいリスクなのか?」といった最も基本的なことから一つずつ検討できるような構成になっています。本ガイドラインは主に EU 加盟国政府の食品安全担当機関向けに作成されたものですが、食品安全に限らず他の分野でも、また政府機関だけでなく企業でも、リスクコミュニケーションを行うのに手引きとして役に立つでしょう。

【PHE】 化学物質と放射線事故：リカバリーハンドブックとツール

英国公衆衛生庁（PHE）は、これまでに「化学物質事故後のためのリカバリーハンドブック」と「放射線事故後のためのリカバリーハンドブック」、及びそれらのためのナビゲーションツールを公表している。この度、これらの概要を web 上で学ぶことのできる e-ラーニングモジュールが発表された。

*ポイント： 化学物質や放射線事故の後に、農業現場や住人、飲料水などにおける対応で考えるべき点をまとめています。

【ニューヨーク司法長官プレスリリース】 Schneiderman 司法長官は DNA 検査の結果表示されている植物が検出されなかったため主要販売業者に販売中止を要請

米国の主要な 4 つの販売業者 GNC、Target、Walgreens および Walmart に対し、ストアブランドのハーブ製品には表示に記載された物質や原料が含まれていないことが確認されたとして迅速な販売中止を要請する文書を送付したことを発表した。問題の製品は、エキナセア、朝鮮人参、セントジョーンズワート等を含むものである。

*ポイント： かなり話題になったニュースです。表示に書かれた植物が入っていないだけでなく、代わりに様々なものの使用が確認されたとしています。中には主要アレルゲンとなる小麦もあり、小麦アレルギーの人には危険が及ぶ可能性もあります。ハーブ製品にはいかに欺瞞的な製品が多いのかお分かりいただけるでしょう。

【USDA】 USDA は褐色にならないリンゴの規制解除を発表

米国農務省動植物衛生検査局（USDA APHIS）は、褐色にならないよう遺伝子組換えされた 2 つのリンゴ品種（Arctic® ゴールデンと Arctic® グラニー）について最終植物病原体リスク評価を終了し、規制解除を発表した。

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【EC】](#)

1. より安全な食品のためのヨーロッパにおけるオンライントレーサビリティ 10 周年
2. おもちゃのクロム VI についての最終意見
3. 食品獣医局（FVO）査察報告書：英国
4. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【EFSA】](#)

1. ECDC/EFSA/EMA の、抗生物質の使用についての総合分析及びヒトと食用動物の細菌の抗生物質耐性の発現に関する第一回共同報告
2. EFSA は 2015 年以降の優先計画を精密に立てる
3. 意見募集：消化管と免疫機能に関する健康強調表示についてのガイダンス更新
4. 食品が嵐を呼ぶとき－実績のあるリスクコミュニケーションレシピ 2015
5. TTC アプローチについての報告書案をパブリックコメント募集のため公開
6. 農薬監視計画：デザイン評価
7. アルラレッド AC (E 129)の詳細暴露評価

[【FSA】](#)

1. FSA のラム（子羊の肉）持ち帰り料理調査
2. Wilton Wholefoods はクコの実製品をリコール
3. 北アイルランド全国食事栄養調査（NDNS）結果発表
4. 表示されていないアーモンド事件更新

[【PHE】](#)

1. 化学物質と放射線事故：リカバリーハンドブックとツール

[【NHS】](#)

1. Behind the headlines : 1980 年代の脂肪ガイドラインは「根拠がない」と研究が主張

[【ASA】](#)

1. ASA 裁定

[【BfR】](#)

1. REACH 登録のデータ入手可能性についてのワークショップ

[【RIVM】](#)

1. 有害物質グループのリスク目録：要約
2. 現在の化学物質安全性評価に関する EU 規制は動物実験代替法を使うための法的障壁となるか？

[【ANSES】](#)

1. ANSES はグアドループ島、マルティニーク島、レユニオン島での家庭用殺虫剤使用に関する Pesti' home 研究を開始する
2. フランスで認可された動物用医薬品インデックスの最新版が現在オンラインで閲覧可能

[【FSAI】](#)

1. FSAI 相談窓口は 2014 年に 14,348 件の質問や苦情を受け付けた

[【FDA】](#)

1. 消費者向け情報：ミルクアレルギー？ダークチョコレートのミルクのせいかも
2. リコール情報：Detox Transforms Health and Nutrition は表示されていない医薬品成分が含まれるダイエットサプリメントを全国で自主回収
3. 公示
4. 警告文書
5. 州や地方のメニューと自動販売機の表示に関する法のガイダンス取り下げ

[【USDA】](#)

1. USDA は褐色にならないリンゴの規制解除を発表

[【NIEHS】](#)

1. 疫学研究における環境化学物質混合物の健康影響を評価するための統計的アプローチ
【TGA】

1. 意見募集：ハーブ医薬品についての2つのEU科学的ガイドラインのTGA採択について

2. 安全性警告

【香港政府ニュース】

1. 2食品検体が安全性検査に不合格

2. キノコから重金属が検出された

3. 残留農薬検査

【MFDS】

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

2. 釈明資料（MBCが2月3日放送予定のPD手帳「“再検査0%”食品医薬品安全処の隠された真実は」の連合ニュース報道に関連）

3. 鉛、カドミウム基準を超過検出された輸入「ワラビ」回収措置

4. ベンゾピレン基準超過検出ごま油の回収措置

5. 水産物加工品に使用される食品添加物の適切な使用ガイド提供

6. 産後調理園の食品取扱い施設の衛生検査

7. 国民多消費食品等の流通食品の放射能検査拡大

8. 食品医薬品安全庁、食品の輸出を積極的に支援

【その他】

・食品安全関係情報（食品安全委員会）から

・（ニューヨーク司法長官プレスリリース）Schneiderman司法長官はDNA検査の結果表示されている植物が検出されなかったため主要販売業者に販売中止を要請

・（EurekAlert）ストレスを受けた若いミツバチがコロニー崩壊の原因である可能性

・（EurekAlert）全国調査は米国人のナチュラル製品使用の変遷を報告

・その他文献

●欧州委員会（EC：Food Safety: from the Farm to the Fork）

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. より安全な食品のためのヨーロッパにおけるオンライントレーサビリティ10周年

Ten years of traceability online in Europe to have safer food

06 February 2015

<http://europa.eu/rapid/midday-express-06-02-2015.htm>

TRACES（Trade Control and Expert. System）システム10周年を祝う。

*インフォグラフィクス

http://ec.europa.eu/food/animal/diseases/traces/about/docs/20150206_10years-of-traces.pdf

*TRACES（TRAde Control and Expert System）

http://ec.europa.eu/food/animal/diseases/traces/index_en.htm

2. おもちゃのクロム VI についての最終意見

Final Opinion on Chromium VI in toys

10-02-2015

http://ec.europa.eu/dgs/health_food-safety/dyna/enews/enews.cfm?al_id=1566

SCHER（健康及び環境リスクに関する科学委員会）がおもちゃのクロム VI の安全性についての最終意見を発表した。

現在 EU おもちゃ安全性指令（Toy Safety Directive 2009/48/EC）ではクロム VI を含む 17 の元素について溶出基準が設定されているが、この意見では現在のクロム VI の溶出基準を厳しくするよう求めている。SCHER は、提案されている値は保守的なもので、一部の材料については達成できない可能性があること、溶出量の測定方法に限界があり感度が十分でないことなども指摘している。

子どもたちはクロム VI 暴露の毒性影響を受けやすく、飲料水、空気その他から既に暴露限度上限まで暴露されている可能性があることから、おもちゃからの追加の暴露は最小限にすべきとしている。

クロム VI は金属おもちゃの他に、皮革、木材、布のおもちゃにも検出される。消費者は溶出限度を守っていることを CE ラベルで確認して欲しい。

最終意見：chromium VI in toys

http://ec.europa.eu/health/scientific_committees/environmental_risks/docs/scher_o_167.pdf

クロム VI は齧歯類で口腔がんを誘発するが、ヒトでの低用量暴露に当てはまるかどうかには不確実性がある。生体組織と接触するとクロム III に速やかに変わる可能性があるが、還元力が十分でなければクロム VI 暴露による発がん性は否定できない。子どもがおもちゃを舐めることによる暴露が発がん性にとって重要な経路なので子どもは毒性影響を受けやすい集団とし、安全係数 10 が正当であろう。現行の溶出基準は 2008 年にデータがない状態で「極めて不確実な実質安全量 highly uncertain daily virtual safe dose (VSD)」の $0.0053 \mu\text{g/kg/d}$ をもとに設定されたものであるが、最近の研究から生涯発がんリスク 10^{-6} に相当する VSD として $0.0002 \mu\text{g/kg/d}$ が導出できた。したがってこれをもとに現行の溶出基準を改定すべきである。おもちゃ安全性指令によると溶出限度は VSD の 5% であるので、新しい溶出基準は、削れる（例：表面が剥離するようなもの）おもちゃ素材については 0.0094 mg/kg 、ドライおもちゃ素材（粉末状あるいは柔軟な）については 0.0008 mg/kg 、液状や粘着性素材については 0.0002 mg/kg を提案する。

現在の測定法ではクロム VI の LOD（検出限界）が 0.026、LOQ（定量限界）が 0.053 なので技術的困難がある。

3. 食品獣医局（FVO）査察報告書

● 英国—遺伝子組換え生物

GB United Kingdom - Genetically modified organisms

http://ec.europa.eu/food/fvo/rep_details_en.cfm?rep_inspection_ref=2014-7209

2014年9月15～19日に英国で実施された遺伝子組換え生物（GMOs）の、環境への慎重な放出を含む公的管理体系を評価するための査察。概して包括的な認可及び野外試験でのGMO管理体系は適切である。輸入管理は適切だが中国産米製品の検体に欠点が見つかった。検査所は概ね適切だが、飼料に認可保留あるいは認可失効したGM材料が少量存在するのに分析が行われていない。

4. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2015年第6週～第7週の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

*基本的に数値の記載がある事例は基準値超過（例外あり）

*RASFFへ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

警報通知（Alert Notifications）

フランス産冷凍鶏肉のサリノマイシン(18.4 µg/kg)、ポルトガル産メカジキロインの水銀(1.6 mg/kg)、ポーランド産乾燥アプリコットの亜硫酸塩非表示(740 mg/kg)、ルクセンブルク産バスマティ米のアフラトキシン(B1=3.11 µg/kg)、スウェーデン産食品サプリメントのビタミンD高含有(D3: 0.125 mg)、スウェーデン経由米国産食品サプリメントのビタミンA高含有(50 mg)、ギリシャ経由中国産ピーナッツのアフラトキシン(B1=57.2; Tot.=71.5 / B1=180.2; Tot.=220.9 mg/kg)、スペイン産冷凍ヨシキリザメの水銀(1.1; 1.2 mg/kg)、チェコ共和国包装スペイン産冷凍ニシマカジキ (*Tetrapturus albidus*) ステーキのカドミウム(0.12 mg/kg)及び水銀(3.1 mg/kg)、スペイン産冷凍ニシマカジキの水銀(1.9 mg/kg)、ドイツ産朝食用シリアルの変性エリスリトール(DON) (1610; 1690 µg/kg)、スペイン産冷凍メカジキの水銀(2; 1.4 mg/kg)、など。

注意喚起情報（information for attention）

スリランカ産ツボクサの未承認物質プロフェノホス(12.3 mg/kg)、香港経由中国産鉄製ナイフからのクロムの溶出(1.102 mg/kg)、中国産食品サプリメントの水銀(0.46 mg/kg)、スウェーデン経由中国産食品サプリメントのアスパラギン酸マグネシウム未承認、ドミニカ共和国産チリペッパーのメソミル(0.16 mg/kg)、フランス領ポリネシア産マグロのヒスタミン(326 mg/kg)、など。

フォローアップ用情報（information for follow-up）

ドイツ産酸化亜鉛のダイオキシン(9.53 ng/kg)、イタリア産プラスチック皿からの高濃度

の総溶出量(12.3 mg/dm²)、チェコ共和国産植物入りアルコール飲料の未承認物質テトラヒドロカンナビノール(THC) (>0.2 %)、オランダ加工ベルギー産リンゴジュースのパツリン(65 µg/kg)、など。

通関拒否通知 (Border Rejections)

エジプト産イチゴのシフルトリン(0.19 mg/kg)、ドミニカ共和国産ナスのエンドスルファン II (0.25 mg/kg)及び未承認物質カルボフラン(0.029 mg/kg)、モロッコ産茶の未承認物質クロルフルアズロン(0.056 mg/kg)、中国産茶のオルトフェニルフェノール(0.35 mg/kg)、トルコ産パプリカのホスチアゼート(0.056 mg/kg)、インド産イチゴ風味クリームビスケットの着色料エリスロシン(E127)の未承認使用、トルコ産乾燥アプリコットの亜硫酸塩高含有(2848 mg/kg)、米国産フルーツポンチの未承認新規食品成分デンドロビウムノビル及びその未承認市販、バングラデシュ産豆のフェンバレレート(0.63 mg/kg)、インド産バスマティ米の未承認物質プロフェノホス(0.027 mg/kg)、トルコ産乾燥イチジクのアフラトキシン (B1=42; Tot.=55 µg/kg ; B1=30; Tot.=55 µg/kg)、エチオピア産乾燥豆のプロポキスル(0.12 mg/kg)、中国産バーベキューセットからのニッケルの溶出(0.2 mg/kg)、トルコ産アーモンド穀粒のアフラトキシン(B1=50.9; Tot.=57.1 / B1=22.2; Tot.=22.3 µg/kg)、モロッコ産チルドミントのデルタメトリン(2.9 mg/kg)、アフガニスタン産レーズンのオクラトキシン A (11.8 µg/kg)、トルコ産塩水入りブドウの葉の残留農薬(17 農薬検出 /25g)、イラン産ピスタチオのアフラトキシン(B1=295.5 µg/kg)、中国産プラスチック盆からのホルムアルデヒドの溶出(32.6; 43.5; 58.7; 44.3 mg/kg)、トルコ産パプリカのフェナミホス(0.112 mg/kg)、ブラジル産コーンビーフのアルベンダゾール(780 µg/kg)、トルコ産ブドウの葉の銅(122.2 mg/kg)、など。

その他アフラトキシン等多数。

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. ECDC/EFSA/EMA の、抗生物質の使用についての総合分析及びヒトと食用動物の細菌の抗生物質耐性の発現に関する第一回共同報告

ECDC/EFSA/EMA first joint report on the integrated analysis of the consumption of antimicrobial agents and occurrence of antimicrobial resistance in bacteria from humans and food-producing animals

EFSA Journal 2015;13(1):4006 [114 pp.]. 30 January 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4006.htm>

ECDC (欧州予防疾病管理センター)、EFSA、EMA (欧州医薬品庁) は、関連した 5 つの EU 監視ネットワークから現在入手可能な 2011 年と 2012 年のデータを用いて、ヒト及び食用動物への抗生物質の使用と、ヒト及び食用動物由来の細菌の抗生物質耐性との関連

を初めて共同で調査した。EU 加盟国と報告国の動物及びヒトでの耐性と抗生物質使用に関する複合データを、特定の細菌と抗生物質の組み合わせについてロジスティック回帰モデルを用いて分析した。食用動物の種別の抗生物質使用量データが入手できないため、主な食用動物種の耐性細菌の割合の大まかな指標が解析のために計算された。2012年の動物及びヒトの抗生物質使用量データの比較は、両方とも推定バイオマス kg あたりの mg で表されるが、国ごとに状況が異なっているにもかかわらず、全体の抗生物質の使用量はヒトよりも動物で多いことが明らかになった。畜産で広く使用されるいくつかの抗生物質の使用量はヒトよりも動物の方が多く、ヒトの医薬品として非常に重要な抗生物質（フルオロキノロンや第3世代、第4世代セファロスポリンなど）の使用量はヒトのほうが多い。ヒトと動物双方で抗生物質の使用と対応する細菌の耐性が、調査対象となった組み合わせのほとんどで観察された。場合によっては、動物の抗生物質の使用とヒト由来の細菌の耐性との間にも正の関連が見られた。懸念が強調されると同時に、抗生物質の使用の他にもいくつかの要因によって影響を受ける抗生物質耐性現象の複雑さと、現在のデータの限界によりこれらの結果の解釈への注意も喚起された。この種の解析のために現在のデータ不足への対策を助言した。いずれにせよ、ヒトと動物の抗生物質の責任ある使用が奨励されるべきである。

2. EFSA は 2015 年以降の優先計画を精密に立てる

EFSA maps out priorities for 2015 and beyond

4 February 2015

http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/150204.htm?utm_source=newsletter&utm_medium=email&utm_campaign=20150204&utm_content=hl

EFSA は、2015 年に計画された広範な科学的計画、コミュニケーション及び活動を開始した。今年のカギとなる出来事は、約 400 の科学的報告の採択、EFSA の 8 つの科学パネルと科学委員会のメンバー会員の更新、ミラノでの第二回 EFSA 科学会議（EXPO 2015 への EFSA の貢献の一部）の主催である。EFSA の計画を前進させる上で、パートナーや関係者と協力し続けることが計画の成功に重要である。

主要な科学的作業はアクリルアミドとカフェインに関する意見、EU 病虫害付属文書の改訂、ミツバチのストレス要因のリスク評価に関する集学的計画の開始である。さらに人獣畜共通感染症、食品由来疾患アウトブレイク、抗生物質耐性、残留農薬に関する年次監視報告など、食品中の化学物質に関する新報告書が発表される。

この年次作業計画は、今年以降の EFSA の優先計画を立てた、2015 年から 2017 年にかけての EFSA の単一計画文書の一部である。

• Single Programming Document 2015 - 2017

<http://www.efsa.europa.eu/en/corporate/pub/amp1517.htm>

3. 意見募集：消化管と免疫機能に関する健康強調表示についてのガイダンス更新

Public consultation: update of guidance on health claims related to gut and immune

function

9 February 2015

http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/150209.htm?utm_source=newsletter&utm_medium=email&utm_content=feature&utm_campaign=20150212

2011年に発表されたガイダンスを更新したため、2015年3月23日まで意見募集する。本ガイダンスは、消化管、免疫系及び病原微生物への防御に関する健康強調表示の根拠について、NDAパネル（食品・栄養・アレルギーに関する科学パネル）がどのようなアプローチで評価するのかを申請者に理解しやすくさせるものであり、申請者による申請書作成への支援につながる。これまでに得られた意見や明確にして欲しいという要望について検討し、更新版を作成した。

* 食品安全情報（化学物質）No. 9/2011（2011.05.02）参照

【EFSA】消化管及び免疫機能に関する健康強調表示の科学的要件についてのガイドライン

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2011/foodinfo201109c.pdf>

4. 食品が嵐を呼ぶとき－実績のあるリスクコミュニケーションレシピ 2015

When Food Is Cooking Up a Storm – Proven Recipes for Risk Communications 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/corporate/pub/riskcommguidelines150210.htm>

食の安全に関するリスクについて評価やコミュニケーションをする時に起こる多様な状況において適切に対応するための意志決定を支援するガイドライン。一般的な枠組みとして、良いリスクコミュニケーションの原則、気にしなければならないことや考え方（ハザードの特徴、影響の範囲やレベル、他の関連因子、など多数の項目あり）、各種伝達方法の向き/不向き（メディア、ウェブサイト、刊行物、会合・ワークショップ、ソーシャルネットワーク、他）、などが丁寧にまとめられている。これまでに発生した事例（食品由来人獣共通感染症、塩の摂取、動物クローン、合成色素、食品サプリメント、シカ肉由来の鉛暴露、バルト海産の脂肪が多い魚のダイオキシン、オランダのQ熱、アイルランドのダイオキシン危機）を例として紹介している。

5. TTCアプローチについての報告書案をパブリックコメント募集のため公開

Draft report on TTC approach open for public comment

12 February 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/press/news/150212a.htm>

EFSA及びWHOが2014年12月ブリュッセルで共同開催した毒性学的懸念の閾値（TTC）に関する3日間の専門家ワークショップで得られた結論及び勧告案を公表し、2015年3月29日まで意見を募集する。これは、化学物質のリスク評価においてTTCを適用する段階的アプローチのために、国際的に統一された決定樹を開発することを目的としたプロジェクトである。

* Public consultation on Conclusions and Recommendations of the EFSA/WHO Expert Working Group on TTC

<http://www.efsa.europa.eu/en/consultations/call/150212.htm>

6. 農薬監視計画：デザイン評価

Pesticide Monitoring Program: Design Assessment

EFSA Journal 2014;13(2):4005 11 February 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4005.htm>

EU 共通複数年次農薬管理計画 (MACP) の目的は、EU 市場で入手可能な食品の最大残留農薬基準 (MRL) 超過 (1%以上) の評価と消費者暴露の評価である。この調査に現在 (2010-2013 年計画) 含まれる 30 食品は、成人の摂取の 70%、子どもの摂取の約 74%に相当する。確率論的サンプリング法は、全ての食品の選択確率がゼロではないので選択バイアスを最小化する。食品摂取量に基づく層別抽出の枠組みを用いて、32 の異なる品目に対し 683 検体数を選択することで誤差範囲 0.0075 (未調整割合) で MRL 超過を推定できるようになる。サンプリングは国内で計画されるので、参加国が層を構成するとみなすことができ、各品目 683 検体数を人口又は食品摂取量に比例して割り当てると異なる割り当てになるが、後者 (食品摂取量での割り当て) の方が望ましい。683 のサンプルサイズは、消費者暴露評価にとっても同じ誤差範囲と信頼限界を確保するのに十分である。EU 共通複数年次管理計画の特徴のレビューと確率論的サンプリング法によると、21,856 検体が必要であろう。これは 3 年間に配分される。調査サンプルデザインアプローチは、全ての報告国にとって、個々の食品レベルで高品質な食品摂取量データを必要とする。全ての報告国をカバーする個々の食品の食品摂取量データを集め、新しい摂取量情報に従って、各参加国の検体数の割り当てのみならず対象食品の選択も見直されるべきである。

7. アルラレッド AC (E 129)の詳細暴露評価

Refined exposure assessment for Allura Red AC (E 129)

EFSA Journal 2015;13(2):4007 13 February 2015

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/4007.htm>

アルラレッド AC (E 129)が食品添加物として認可されている 51 種類の食品のうちの 6 つのデータが企業から提供され、35 種類の食品の分析データが加盟国から提供された。最大許容量(MPLs)と新しいデータを使用した、どの集団でも暴露推定量は 7 mg/kg bw day の ADI を超えなかった。

●英国 食品基準庁 (FSA : Food Standards Agency) <http://www.food.gov.uk/>

1. FSA のラム (子羊の肉) 持ち帰り料理調査

FSA lamb takeaway survey

9 February 2015

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2015/13546/fsa-lamb-takeaway-survey>

FSA は英国の持ち帰りラム料理の表示に記載のない肉についての調査結果を発表した。この調査は、昨年、ラムをより安価なビーフやチキンで代用している事例が見つかったことから実施すると発表されていたものである。

地方取引基準局や環境健康事務所が持ち帰り用に販売されているカレーやケバブなどのラム料理 307 検体を集め、表示されていない動物の肉を調べた。検査した検体のうち、223 検体 (73%) は食品規制に従っていたが、65 検体 (21%) は表示されていない肉が存在し、12 検体 (4%) はピーナッツやアーモンドなどのアレルギー非表示、7 検体 (2%) は認可されていない食品添加物による違反だった。表示されていない肉が陽性だった検体に含まれていたのは、牛肉、鶏肉、1 検体は豚肉 (ハラルではない) だった。そのうち 23 検体は表示されていない肉の含量が 1%以下で、異物混入というより加工時の不適切な取り扱いを反映している可能性が高い。問題が同定された検体については地方当局が告発を含む相応の対応をした。アレルギーについてはアレルギーを誘発する可能性がある。食品添加物についてはサンセットイエロー (E110) とポンソー4R (E124)で、これらは 2013 年 5 月から基準が改定されたもので問題の検体は以前の規制には従っていた。健康への悪影響はない。

* 報告書

<http://www.food.gov.uk/sites/default/files/lamb-takeaway-finalreport%20-Jan%202015.pdf>

2. Wilton Wholefoods はクコの実製品をリコール

Wilton Wholefoods recalls its Goji Berries product

2 February 2015

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2015/13513/goji-berries-recalled>

表示されていない二酸化硫黄を含むことによるリコール。

(アレルギー表示の一種として亜硫酸/二酸化硫黄は表示義務がある。)

3. 北アイルランド全国食事栄養調査 (NDNS) 結果発表

Northern Ireland National Diet and Nutrition Survey (NDNS) results published

12 February 2015

<http://www.food.gov.uk/northern-ireland/news-updates/news/2015/13562/ni-ndns-results-published>

北アイルランド FSA は、全国食事栄養調査 (NDNS) の結果を公表した。初めて北アイルランドのみの図表を掲載している。

* 報告書 : National Diet and Nutrition Survey Report for Northern Ireland

<http://www.food.gov.uk/northern-ireland/researchni/ndns-ni>

NDNS は、英国在住の生後 18 ヶ月以上の人を対象に、食品摂取量、栄養摂取量及び栄養状態を推定したものであり、今回の調査では北アイルランドに特化するために 2008～2012 年のデータを集めて検討した。年齢群は、1 才半～3 才、4～10 才、11～18 才、19～64 才、65 才以上の 5 群に分類した。

全体として野菜や果物、デンプン以外の多糖類 (NSP)、油分の多い魚の摂取量は全国より少なく、飽和脂肪や赤身および加工肉の摂取量が多い傾向であった。

4. 表示されていないアーモンド事件更新

Undeclared almond incident update

16 February 2015

<http://www.food.gov.uk/news-updates/news/2015/13596/undeclared-almond-incident-update>

FSA は 3 つの食品から表示されていないアーモンドが検出されリコールされた件のアーモンド源が特定バッチのパプリカであることを確認し、さらなるアレルギー警告を公表した。

FSA は 2 月 12 日と 14 日に Morrison's ファヒータ料理キット と Aldi Fiesta ブランド ファヒータディナーキット、2 月 16 日に Discovery タコシーズニングについてアレルギー警告を公表した。調査の結果、これらに使用されている Santa Maria UK 社の供給したスパイスミックスに表示されていないアーモンドタンパク質が含まれていた。その後の企業による調査でスパイスミックスに使用されたパプリカが最も疑わしい混入源であることがわかった。パプリカのサプライチェーンについての調査は継続中である。これらの製品の回収は、1 月 31 日に表示されていないアーモンドが検出されて回収された Bart's 挽いたクミンに続くものである。これが Santa Maria UK 社の製品と関連があるという根拠はない。

ナッツアレルギーがあり当該製品を購入した人は食べるべきではない。検出されたアーモンドタンパク質の量は少なく、これらの製品によるアレルギーの症例は報告されていない。現時点では食品偽装の根拠はないが、もし食品犯罪の根拠が明らかになれば食品犯罪ユニットが関与するだろう。

表示されていないアーモンドが検出されたのは、米国とカナダで挽いたクミンから表示されていないピーナッツが検出されたという報告を受けて FSA が行ったサンプリング計画による。

● 英国公衆衛生庁 (PHE: Public Health England)

<https://www.gov.uk/government/organisations/public-health-england>

1. 化学物質と放射線事故：リカバリーハンドブックとツール

Chemical and radiation incidents: recovery handbooks and tools

6 February 2015

<https://www.gov.uk/government/publications/chemical-and-radiation-incidents-recovery-handbooks-and-tools>

ーリカバリーハンドブックの e-ラーニングモジュールー

PHE は、これまでに「化学物質事故後のためのリカバリーハンドブック」と「放射線事故後のためのリカバリーハンドブック」、及びそれらのためのナビゲーションツールを公表している。この e-ラーニングモジュールでは、これらリカバリーハンドブックの目的及び構成、化学物質/放射線事故後のリカバリー戦略を立てる際のハンドブックの使い方及びツール、「化学物質/放射線リカバリーナビゲーションツール (C&R RNT)」に関する概要を説明している。内容は、食品生産システム、居住地域、水の環境、を対象にしている。

* Recovery, remediation and environmental decontamination

<https://www.gov.uk/government/collections/recovery-remediation-and-environmental-decontamination>

農業現場や住人、飲料水などにおける、事故後の対応についてのガイダンスを掲載。

● 英国 NHS (National Health Service、国営保健サービス)

<http://www.nhs.uk/Pages/HomePage.aspx>

1. Behind the headlines

1980 年代の脂肪ガイドラインは「根拠がない」と研究が主張

1980s fat guidelines 'lacked evidence,' study argues

Tuesday February 10 2015

<http://www.nhs.uk/news/2015/02February/Pages/1980s-fat-guidelines-lacked-evidence-study-argues.aspx>

新しい研究が、1980 年代に導入された食事脂肪ガイドラインが厳密な根拠に基づいていないと主張したため、「結局のところバターは悪くない：主要研究が 80 年代の乳脂肪についての助言は欠陥があったと指摘」というのが Daily Mail の一面の見出しである。問題の研究は、英国で 1983 年に、米国で 1977 年に発表された飽和脂肪についてのガイドラインを調査した。当時入手可能だったエビデンス、特に RCT の結果が助言を支持していたかを調べた。研究者らは当時入手可能だった 6 つの無作為化対照試験 (RCT) を同定し、そのプール解析からは飽和脂肪の摂取量を調節することが心疾患やその他の原因による死亡に意味のある影響は示されていない。しかしこの知見は正確な文脈で解釈されることが重要である—このことは助言が間違っていたことを意味しない。我々は 70 年代後期から 80 年代初期にかけて公式ガイドラインの背景にどのエビデンスが使われたのかを知らない。RCT 以外の、観察研究のような他の試験を参照した可能性がある。この新しいレビューで

は 1983 年以前に発表された 6 つの RCT のみを検討したもので、それは全て男性でほとんどが既に心疾患の人のデータである。現在の食事助言は肩パッドのついた服を着てアフロヘアで遊んでいた 1980 年代のままではない。実際、バランスの取れた食事の一環として、地中海スタイルの食生活として、少量の飽和脂肪摂取は薦められている。しかしこれを根拠に好きなだけ飽和脂肪を食べても健康に悪影響がないと結論するのは間違いである。

- 英国広告基準庁 (UK ASA: Advertising Standards Authority)

<http://www.asa.org.uk/>

1. ASA 裁定

- Healthy Marketing Ltd t/a Woods

4 February 2015

http://asa.org.uk/Rulings/Adjudications/2015/2/Healthy-Marketing-Ltd/SHP_ADJ_284996.aspx#.VNGnbqTlpaQ

グルコサミンと魚油サプリメントの宣伝に関する申し立てであり、一つは詳細な成分を示さずに価格を比較していること、もう一つは根拠のない効果効能の宣伝について。事業者からの回答は、間違っ (EU 規制発効前の) 古い版を出したとのこと。

- Vitabiotics Ltd

4 February 2015

http://asa.org.uk/Rulings/Adjudications/2015/2/Vitabiotics-Ltd/SHP_ADJ_241965.aspx

ビタミンサプリメント "Pregnacare Conception" の、「赤ちゃんが欲しい人に」という宣伝がこの商品が妊娠するのに役立つと信じさせるという苦情の申し立てがあった。企業からは、「役立つ」「助ける」などの文言は使用しておらず葉酸は推奨量含むとの説明があった。個々の文言等に明確な違反はない (亜鉛は正常な生殖能力に寄与する、など) が商品名と宣伝全体からこのサプリメントは妊娠するのに役立つという印象を与える。妊娠可能性が増える、あるいは妊娠に役立つという健康強調表示は、この製品に認可されていないので基準違反と判断した。

- ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR : Bundesinstitut für Risikobewertung)

<http://www.bfr.bund.de/>

1. REACH 登録のデータ入手可能性についてのワークショップ

「ギャップに注意 REACH 登録のデータ入手可能性」

Workshop on data availability in REACH registrations

"Mind the Gap - Data Availability in REACH Registrations"

02.03.2015

http://www.bfr.bund.de/en/event/workshop_on_data_availability_in_reach_registrations_mind_the_gap_data_availability_in_reach_registrations_-192856.html

ーイベントの告知ー

高生産量化合物 1,800 以上の登録申請データをレビューするプロジェクトの結果を発表するワークショップ。2015 年 3 月 2 日開催予定。

●オランダ RIVM (国立公衆衛生環境研究所: National Institute for Public Health and the Environment)

<http://www.rivm.nl/en/>

1. 有害物質グループのリスク目録: 要約

Risk inventory of groups of hazardous substances: Summary

2015-02-11

http://www.rivm.nl/en/Documents_and_publications/Scientific/Reports/2015/februari/Risk_inventory_of_groups_of_hazardous_substances_Summary

環境や消費者、労働者に大きなリスクとなる広範な化合物グループのリストを作成し、各化合物グループに関連する様々なリスクを考慮した上でリスクの大きさ (Low, Medium, High) に応じて分類した。Dutch Human Environment and Transport Inspectorate (ILT) が監視の優先順位を設定するのに役立てるためである。

2. 現在の化学物質安全性評価に関する EU 規制は動物実験代替法を使うための法的障壁となるか?

Do current EU regulations for the safety assessment of chemical substances pose legal barriers for the use of alternatives to animal testing?

2015-02-16

http://www.rivm.nl/en/Documents_and_publications/Scientific/Reports/2015/februari/Do_current_EU_regulations_for_the_safety_assessment_of_chemical_substances_pose_legal_barriers_for_the_use_of_alternatives_to_animal_testing

化学物質のヒトや環境へのリスクを評価する場合に通常動物実験が行われる。これらの代替法は法的枠組みが可能であると明示している場合にのみ使える。RIVM は欧州の 10 の枠組みを解析し、9 つは代替法の可能性を示していた。動物用医薬品の認可については代替法について言及していない。しかし法的障壁以外に代替法の使用に現実的障害があることもわかった。例えば代替法が存在しない、あるいは妥当性を評価されていないなどである。

●フランス食品・環境・労働衛生安全庁 (ANSES : Agence Nationale de Sécurité Sanitaire de L'alimentation, de L'environnement et du Travail)

<http://www.anses.fr/>

1. ANSES はグアドループ島、マルティニーク島、レユニオン島での家庭用殺虫剤使用に関する Pesti' home 研究を開始する

ANSES launches its Pesti'home study of domestic pesticide use in Guadeloupe, Martinique and Réunion Island

29/01/2015

<https://www.anses.fr/en/content/anses-launches-its-pesti%E2%80%99home-study-domestic-pesticide-use-guadeloupe-martinique-and-r%C3%A9union>

<https://www.anses.fr/sites/default/files/documents/150203PRES2015CPA01EN.pdf>

2015年2月6日、ANSESは、フランス残留農薬観測所 (ORP) がグアドループ島、マルティニーク島、レユニオン島で行う農薬研究を開始する。国全体にわたるこの研究の目的は、家の中や周りで害虫を除去する製品の家庭での利用の理解を深めることである。これはこのテーマの初の研究で、その結果はフランス人の農薬暴露評価にいつそう役立つだろう。

なぜ Pesti' home 研究をするのか？

Pesti' home 研究の目的は、グアドループ島、マルティニーク島、レユニオン島とフランス本土の住民が家の中や家の周り (中庭、テラス、家の前、庭、菜園など) の害虫を除去する製品をどのように使用しているか理解を深めることである。ペットのダニ、ノミなどの治療に使われる製品も該当する。これらの製品は全て、農薬、殺生物剤、動物用医薬品に関する規制に含まれている。

この研究は Ecophyto 計画の一部として自然環境省、健康省、農業省の資金提供を受ける。ヒトの農薬暴露を減らすための公衆衛生上の優先項目を明確にするのに役立つだろう。この研究は 2013年6月に発表された農薬と健康の影響に関する INSERM 共同専門評価の助言の1つに対応している。

Pesti'home 研究に参加する人とその方法は？

Pesti' home 研究は各県の10の地方自治体で行われる予定である。これらの地方自治体で研究に参加する家庭は無作為に選ばれ、2月6日に開始して2カ月間続く。全部で600家庭が参加する予定である。

1月30日から開始し、もしもあなたの家が選ばれたら、この科学的研究への参加を招待する ANSES からの手紙を受け取る。その後、ANSES の委託で当該研究の詳細を説明する会社である LH2 DOM の調査員からの連絡を受ける予定である。

参加に同意すると、調査員による家庭で使用している製品の特정에協力し、どのように使用しているかを説明する。この研究への参加は任意で、集められた全てのデータは極秘

扱いである。多くの家庭に参加してもらおうと研究がより信頼性が高くなるため、あなたの回答は我々にとって大変重要である。

2. フランスで認可された動物用医薬品インデックスの最新版が現在オンラインで閲覧可能

Latest version of the index of veterinary medicinal products authorised in France now online

05/02/2015

<https://www.anses.fr/en/content/latest-version-index-veterinary-medicinal-products-authorised-france-now-online>

国立動物用医薬品局（ANMV）による、フランスで認可された動物用医薬品インデックスの最新版が ANSES のホームページ上で閲覧可能である。このインデックスは利用可能な時に製品概要(SPCs)や公開評価報告書(PARs)へのアクセスを提供する。

このインデックスの最新版は、医療従事者と一般の人々に動物用医薬品の規制情報へのアクセスを促進するという ANSES-ANMV の意向を強調する。検索ツールを含むこの新しい人間工学にもとづくインターフェースと機能は、データベースの検索を容易にする。たとえば今では、動物種、剤形、活性物質から医薬品を探すことができる。さらに、使用者は様々な SPC の見出しの内容に基づいて医薬品を探すこともできる（消退期間、有害影響など）。検索結果はスプレッドシートで出力される。この新しいツールをマスターするためのユーザーガイドも入手可能である。

- ・動物用医薬品インデックス

<http://www.ircp.anmv.anses.fr/>

- ・動物用医薬品—ANMV

<https://www.anses.fr/fr/taxonomy/term/234>

●アイルランド食品安全局（FSAI : Food Safety Authority of Ireland）

<http://www.fsai.ie/index.asp>

1. FSAI 相談窓口は 2014 年に 14,348 件の質問や苦情を受け付けた

FSAI Advice Line Received 14,348 Queries and Complaints in 2014

Monday, 9 February 2015

https://www.fsai.ie/news_centre/press_releases/advice_line_queries_complaints_09022015.html

2014 年に FSAI 相談窓口が扱った件数は 14,348 件であり、前年比で 8%増だった。そのうち 2,738 件が消費者からの苦情で、11,604 件が事業者からの質問だった。増加は主に表

示や食品事業を始めるにあたっての情報の需要増によると考えられる。全体の約 50%が電話、30%は電子メールで受けた。

消費者からの苦情の内容は、1,199 件が喫食に適さない食品、529 件が食中毒疑い、566 件が衛生水準、175 件が表示の虚偽、269 件がその他に関するものであった。食品への異物混入はしばしば報告されているが、2014 年は死んだウジ虫やガラス、挽肉にカミソリの刃、フルーツケーキに煙草、マーマーレードの瓶にハエ、リンゴのタルトに虫、スペアリブにナイフの欠片、持ち帰り食品にワイヤ、グレープフルーツ缶詰に金属ボルト、などが報告されている。

● 米国食品医薬品局 (FDA : Food and Drug Administration) <http://www.fda.gov/>,

1. 消費者向け情報

ミルクアレルギー？ダークチョコレートのミルクのせいかも

Milk-Allergic? There May Be Milk in That Dark Chocolate

02/11/2015

<http://www.fda.gov/ForConsumers/ConsumerUpdates/ucm433555.htm>

あなたや家族にミルクアレルギーがあるなら、要注意：最近 FDA がダークチョコレート 100 製品を調べたところ多くがミルクを含んでいた。さらに重要なことは、食品の表示を見ただけでは分からないということである。

「ミルクを含む製品を一口食べただけで危険な症状がでる場合があるため、これは問題である」と FDA のフェローであるオークリッジ科学教育研究所 (ORISE) の Binaifer Bedford, M.S は述べる。

ミルクは表示義務対象食物アレルギーの一つである。食物アレルギー関連のリコールが多い食品の上位 5 種は、ベーカリー製品、スナック類、キャンディ、乳製品及びドレッシングであった。キャンディに分類される食品では、ダークチョコレートに含まれる非表示のミルクの報告が多かった。製造業者はダークチョコレートにミルクを使用したのではなく、ミルクチョコレートなどの製品と同じ機器を使った可能性がある。

FDA 調査で分かったこと

FDA の調査では、

- ・「乳製品フリー」や「アレルギーフリー」と表示されたダークチョコレート 17 製品中 2 製品からミルクが検出された。

- ・ミルクを含むと表示されていた 7 製品は全てミルクを含んでいたが、成分としてミルクが表示されていない 93 製品中 55 製品からミルクが検出された。

- ・「痕跡程度のミルクを含む」と表示されていた 11 のチョコレート製品中 6 製品から感受性の高い人に重症アレルギー反応を誘発するのに十分な量のミルクが含まれていた。

消費者ができること

消費者は表示からは正確なことがわからないので、製造業者にどう管理しているかを確認するのが良いだろう。

2. リコール情報

Detox Transforms Health and Nutrition は表示されていない医薬品成分が含まれるダイエタリーサプリメントを全国で自主回収

Detox Transforms Health and Nutrition Issues Voluntary Nationwide Recall of Dietary Supplements Due to the Presence of Undeclared Drug Ingredients

02/09/2015

<http://www.fda.gov/Safety/Recalls/ucm433513.htm>

FDA の検査で各種製品からフェノールフタレイン、フルオキセチン、シルデナフィルなどが検出された。当該製品の写真は本ウェブサイトを参照。

3. 公示

下記の製品には、表示されていない医薬品成分が含まれる。

● Yanhee Slim

2-3-2015

<http://www.fda.gov/Drugs/ResourcesForYou/Consumers/BuyingUsingMedicineSafely/MedicationHealthFraud/ucm432769.htm>

減量用に販売された製品「Yanhee Slim」から、FDA の検査でロルカセリンが検出された。ロルカセリンは、過体重や肥満の成人の体重管理に使用される FDA 認可処方薬の成分である。製品の写真は本ウェブサイトを参照。

4. 警告文書

● Pearson, Eric J. 1/21/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm432140.htm>

食用として販売された子牛の残留動物用医薬品ペニシリン。

● Fragrance Manufacturing, Inc. D/b/a FMI 1/21/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm432478.htm>

Maty's オールナチュラル咳止めシロップが未承認新規医薬品に該当、また治療効果を宣伝しなくともダイエタリーサプリメント CGM 違反。

● Barrington Dairy Farm 2/2/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm433046.htm>

食用として販売された乳牛の残留動物用医薬品デスフロイルセフチオフル。

● Lussier Dairy, Inc. 1/26/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm432779.htm>

食用として販売された乳牛の残留動物用医薬品デスフロイルセフチオフル。

- Bezon Farms Inc 1/29/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm432490.htm>

食用として販売された子牛の残留動物用医薬品フロルフエニコール、スルファメトキサゾール。

- Zunker, Andrew G. 1/30/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm433256.htm>

食用として販売された乳牛の残留動物用医薬品ペニシリン、オキシフェニルブタゾン（フェニルブタゾン代謝物）。

- Daniel Nickerson 1/30/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm432711.htm>

食用として販売された子牛のネオマイシンとオキシテトラサイクリンの適用外使用。

- West Hope Dairy, LLC 2/3/15

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm432887.htm>

食用として販売された乳牛のデスフロイルセフチオフル。

- Marumi 12/23/14

<http://www.fda.gov/ICECI/EnforcementActions/WarningLetters/ucm432741.htm>

日本の大阪に本社のある Marumi の、クロアチアにあるシュウマイや餃子の皮の工場を FDA が査察して主に表示について指摘。

5. 州や地方のメニューと自動販売機の表示に関する法のガイダンス取り下げ

Withdrawal of Guidance Regarding State and Local Menu and Vending Machine Labeling Laws

February 6, 2015

<http://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm433085.htm>

2010年8月25日に発表された企業向けガイダンス*は、メニューと自動販売機表示に関する最終規則に取って代わられたために取り下げる。

*Guidance for Industry: Questions and Answers Regarding the Effect of Section 4205 of the Patient Protection and Affordable Care Act of 2010 on State and Local Menu and Vending Machine Labeling Laws

-
- 米国農務省（USDA : Department of Agriculture）

<http://www.usda.gov/wps/portal/usdahome>

1. USDA は褐色にならないリンゴの規制解除を発表

USDA Announces Deregulation of Non-Browning Apples

2015/02/13

http://www.aphis.usda.gov/stakeholders/downloads/2015/SA_arctic_apples.pdf

米国農務省動植物衛生検査局（USDA APHIS）は、褐色にならないよう遺伝子組換えされた 2 つのリンゴ品種（Arctic® ゴールデン、Arctic® グラニー）の規制解除を発表する（注：ポリフェノールオキシダーゼを作らないようにして酵素による褐変を抑えたリンゴ）。これは米国の他の植物や農業に対して植物病原体リスクとはなりそうにないという最終植物病原体リスク評価に基づく。APHIS はまた環境評価も行い、規制解除によるヒト環境影響も無いと結論した。

* Arctic リンゴの規制解除についての Q & A

http://www.aphis.usda.gov/publications/biotechnology/2015/faq_arctic_apples.pdf

（一部抜粋）

USDA が規制解除をすると開発者の OSF（Okanagan Speciality Fruits Inc）はリンゴの栽培者にこのリンゴを販売することができる。最も可能性が高いのは芽接ぎに適した枝あるいは台木に接ぎ木した枝を栽培者に販売することだろう。それからりんごの実ができるまでに 3～5 年かかる。リンゴの食品としての安全性については FDA が管轄である

* 専用ページ

USDA Announces Deregulation of Non-Browning Apples

http://www.aphis.usda.gov/wps/portal/aphis/ourfocus/biotechnology/sa_news/ct_news/!ut/p/a1/rVHLTsMwEPwWDhwjL877mLaQpA9AoIrEl8hxXobUTlO30L_HDfTYBxI-ebWzszM7iKAEEUF3vKaKS0HbQ02cbPoU4bsR4DgM70cQPz7Mn93ZFAO2NSA9A5jZ182PwyCy3DkAWB6GeDKKJq6_AIdS_NviCDChOpUg1LaNXyTMSIUKVTW8ryn_f4WNjST2z6rJNtuhirnUpWsEbKV9U9flJ-6xdTwOVb2jBcozaEsXADfcBzmGpbPsOGx3DdoUVI2YRcVNo8W4MQL4CoLF444AM5daQCc0ZBqke7JFZrh9Y-up1cky9_XaxLofA6JfCmU_FdAmhv3i_Gi1pKpagwuKomSXxhKjrButVyuPHNvfLx4YNrtbh7cfAPoeURW/?1dmy&urile=wcm%3apath%3a%2Faphis_content_library%2Fsa_our_focus%2Fsa_biotechnology%2Fsa_environmental_documents%2Fsa_environmental_assessments%2Fct_apple_dereg

● 米国環境保健研究所（NIEHS : National Institute of Environmental Health Sciences）

<http://www.niehs.nih.gov/>

1. 疫学研究における環境化学物質混合物の健康影響を評価するための統計的アプローチ
Statistical Approaches for Assessing Health Effects of Environmental Chemical Mixtures in Epidemiology Studies

July 13 & 14, 2015; 2 day workshop

http://tools.niehs.nih.gov/conference/dert_epidemiology_2014/index.cfm

(ワークショップの予告)

2011年9月に行われたNIEHSのワークショップ「混合物の研究を前進させる：ヒトへの有害影響を予想するための新しい展望とアプローチ」では、疫学、毒性学、暴露科学、リスク評価、統計学の専門家が集い、現存の混合物への暴露に関連した健康影響を理解するために必要な措置を提示した。その重要な課題というのは、疫学研究の暴露データの複合解析に関する新規の統計的アプローチの開発と既存の統計法の適切な利用の必要性であった。この課題を議論するため、2015年7月に2日間ワークショップを開催する予定である。

● オーストラリア TGA (TGA : Therapeutic Goods Administration)

<http://www.tga.health.gov.au/index.htm>

1. 意見募集：ハーブ医薬品についての2つのEU科学的ガイドラインのTGA採択について

Consultation: TGA adoption of two European Union (EU) scientific guidelines for herbal medicines

6 February 2015

<https://www.tga.gov.au/consultation/consultation-tga-adoption-two-european-union-eu-scientific-guidelines-herbal-medicines>

TGAは、ハーブ原料を含む医薬品の出資者及び製造業者向けの2つのEUガイドラインの採択案に関する意見を2015年4月10日まで募集する。

ガイドライン

- ・ 規格ガイドライン：ハーブ成分、ハーブ原料、ハーブ医薬品/伝統ハーブ製品の試験方法及び許容基準
- ・ ハーブ医薬品/伝統ハーブ製品の品質ガイドライン

2. 安全性警告

● Dr Ming's Chinese capsule

9 February 2015

<https://www.tga.gov.au/alert/dr-mings-chinese-capsule>

製品「Dr Ming's Chinese capsule」から、TGAの検査で表示されていないシルデナフィルが検出された。製品の写真是本ウェブサイトを参照。

● MMC 100% Natural Product capsules

11 February 2015

<https://www.tga.gov.au/alert/mmc-100-natural-product-capsules>

製品「MMC 100% Natural Product capsules」から、TGA の検査で表示されていないシロデナフィルが検出された。製品の写真は本ウェブサイトを参照。

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/frontpagetextonly.htm>

1. 2 食品検体が安全性検査に不合格

2 food samples fail safety test

February 05, 2015

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2015/02/20150205_191849.shtml

旧正月用食品 90 検体を調べたところ、ポークフロクラッカーの保存料非表示とスライス餅の使用禁止保存料の 2 件が違反だった。

2. キノコから重金属が検出された

Heavy metals found in mushrooms

February 11, 2015

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2015/02/20150211_201335.shtml

乾燥キノコ 2 検体（中国本土産）から基準値（0.1 ppm）を超えるカドミウムが検出された（0.15、0.13 ppm）。通常の摂取量では有害健康影響はない。

3. 残留農薬検査

● サイシンから過剰量の農薬が検出された

Excessive pesticide found in choy sum

February 10, 2015

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2015/02/20150210_171925.shtml

輸入段階で、サイシン（choi sum）1 検体からクロルピリホスが最大残留基準（MRL）の 1.7 倍の 0.17 ppm 検出された。通常の摂取量では有害健康影響はない。

● 上海グリーンから農薬が検出された

Pesticide found in Shanghai greens

February 12, 2015

http://www.news.gov.hk/en/categories/health/html/2015/02/20150212_163310.shtml

輸入段階で青梗菜（baby Shanghai greens）1 検体からクロルピリホスが基準値の 2.6

倍の 0.26 ppm 検出された。検出された濃度は通常の摂取量では有害健康影響はない。

-
- 韓国食品医薬品安全処 (MFDS : Ministry of Food and Drug Safety)

<http://www.kfda.go.kr/intro.html>

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

検査実査課/輸入食品政策課

- 2015.1.30. ~2015.2.5.

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=26465>

- 2015.1.23.~2015.1.29.

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=26372>

2. 釈明資料 (MBC が 2 月 3 日放送予定の PD 手帳「“再検査 0%” 食品医薬品安全処の隠された真実は」の連合ニュース報道に関連)

検査実査課 2015-02-04

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=676&seq=26414>

MBC PD 手帳が 2 月 3 日放送した「食薬処、再検査はない」の内容に対して次のように解明する。

食品医薬品安全処は、ソウル食品医薬品安全庁が 2014 年 8 月検査した中国産焼き鳥製品から動物用医薬品であるニトロフラン代謝物が検出されたことに関して、MBC PD 手帳の放送内容が事実と異なることをお知らせする。

PD 手帳の内容は、国会、検察・警察、監査院、国民権益委員会などを通じて 2013 年から現在まで何回も繰り返して申し立てられた請願であったが、関連機関が検証した結果、食薬処の検査に問題はなかったことが確認されている。

□ 2014 年 8 月、ニトロフランが検出された中国産焼き鳥に対する再検査要請は「畜産水衛生管理法」の再検査要件に相当しない。「畜産水衛生管理法」によって営業者は検査結果に異議がある場合に再検査を要請することができるが、再検査は公定検査法が 2 種以上あり、各々の検査法による検査結果が互いに異なる場合または検体採取・方法などが基準に違反している場合に可能である。

○ ニトロフランの検査法は食品公典で 1 つの検査法だけが定められており、今回の件については畜産物の加工基準及び成分規格で決められた試料採取法及び基準が守られていなかったという事実が確認されていないため再検査を要請することはできない。

○ 参考として、日本の場合は検査結果に対して再検査を認めておらず、米国は営業者がサンプリング過程にエラーがあると証明した場合にのみ再検査を認めている。

□ ニトロフランは動物用医薬品として家畜を治療するのに主に使用され、家畜により代謝に差があり同じ日に屠畜された畜産物でもニトロフラン代謝物の残留濃度に差があること

がある。

○ 当該製品は多くの養鶏場で飼育されたニワトリを屠畜して得られたもも肉を串に通した製品のため、同一袋の焼き鳥でもニトロフラン代謝物が不均質であることに不思議はない。

○ また、請願者が韓国食品研究所に直接依頼した 5 製品のうち 2 製品でも定量限界未満だが微量のニトロフラン代謝物が確認された。定量限界未満の微量でもニトロフラン代謝物の残留が確かであるということは、ニトロフランを摂取したニワトリが存在するということを意味する。

○ 食薬処は国際的にも検査の正確度と精密度に対する管理を長く受けて来た機関として、今回の中国産焼き鳥検査結果は何度も繰り返し確認して判定した。

□ 試験分析の生データ (raw data) は変更が不可能で、検査の調査過程 (外部専門家) 中に機械に保存された raw data を確認することで操作されていないことが確認された。

○ 特に食薬処が検査成績書を操作したかのように見えた放送に利用された試験成績は、食薬処の検査成績書ではない他の食品検査機関検査成績書を使ったものである。

食薬処は、2012 年 4 月から誰が輸入しても輸入時毎にニトロフラン検査を実施しており、この過程でニトロフランが検出されたために不合格とした。したがって特定人を対象にした仕返し措置ではなく、食薬処は特別なブラックリストを持っているわけではない。

3. 鉛、カドミウム基準を超過検出された輸入「ワラビ」回収措置

農水産物安全課 2015-02-06

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=1&seq=26484&cmd=v>

食品医薬品安全処は、食品輸入業者 (株)フィジーコーポレーション(ソウル江東区所在)が輸入して販売した「ワラビ」から基準超過の重金属 (鉛、カドミウム) が検出されたため、当該製品を流通販売禁止して回収・廃棄措置中であると発表した。

※ 検出量 : 鉛 0.5 mg/kg (基準値 0.1 mg/kg 以下)、カドミウム 0.24 mg/kg (基準値 0.05 mg/kg 以下)、回収対象製品は包装日付が 2014.5.15 の製品である。

4. ベンゾピレン基準超過検出ごま油の回収措置

2015-02-09

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=1&seq=26484&cmd=v>

食品医薬品安全処は、ごま油 2 製品からベンゾピレンが基準値 (2.0 μ g/kg以下) を超過 (10.0 μ g/kg、13.4 μ g/kg) して検出されたため、販売中断及び回収措置していると発表した。

5. 水産物加工品に使用される食品添加物の適切な使用ガイド提供

添加物基準課 2015-02-06

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=1&seq=26457&cmd=v>

食品医薬品安全処は、水産物加工品製造・加工会社が食品添加物である水酸化ナトリウムとリン酸塩類を正しく使うようにするために「水産物加工品に使われる食品添加物の正しい使用ガイド」を用意したと発表した。

主要内容は、水酸化ナトリウムとリン酸塩類の▲技術的必要性、▲国内外管理状況、▲なまこ・さざえ・イカなどに対する正しい使用方法などである。

6. 産後調理園の食品取扱い施設の衛生検査

食品管理総括課 2015-02-02

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=2&seq=26377&cmd=v>

食品医薬品安全処は、産後調理園における食中毒などの食品安全事故を予防するために全国すべての産後調理園の食品取り扱い施設を対象に2月9日から2月27日まで一斉に点検を実施する

※ 全国産後調理園 557ヶ所（2013年基準、福祉部）

特に産婦に提供する食品の中でリスクの恐れがある食品に対しては収去・検査を行う

○ 主要な点検内容は、▲無届け・無表示製品使用の有無、▲健康診断実施の有無、▲流通期限経過製品使用の有無、▲冷凍・冷蔵食品の保存及び流通期限遵守可否▲その他食品衛生法令遵守可否などである。

（産後調理園：出産後に子どもと母親がケアを受ける施設）

7. 国民多消費食品等の流通食品の放射能検査拡大

農水産物安全課 2015-01-30

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=2&seq=26362&cmd=v>

食品医薬品安全処は、国内流通食品の放射能安全管理のために国民の摂取量が多い食品に対する放射能検査を拡大し、関連情報をホームページとモバイルを通じて迅速に提供して行く計画だと発表した。

本年は、国民多摂取食品 150 品目（国産 100、輸入 50）を重点管理対象に選定して放射能検査を強化（2014年 140 品目 8,400 件→2015年 150 品目 9,400 件*）する。

参照：2011年日本原子力発電所事故以後 2014年まで、国内流通食品 23,625 件に対する放射能検査結果は全て適合**であることが確認されている。

* 食薬処国内流通食品（国産/輸入農・畜・水産物及び加工食品）4,500 件、農食品部生産段階農産物 1,800 件、海水部生産段階水産物 700 件、市・道管轄地域生産流通農水産物及び加工食品 2,400 件

** 国際食品規格基準（Codex）である食品中セシウム（¹³⁴Cs, ¹³⁷Cs）のガイドライン値（1,000Bq/kg 以下）よりも低く、国内基準を 370Bq/kg から 100Bq/kg 以下にさらに強化して（2013.9.6）厳格に管理している

また、消費者不安を解消するために農食品部、海水部などの関係省庁と 16ヶ市・道の食品放射能検査結果を総合し、ホームページ(www.mfds.go.kr)とモバイル(m.mfds.go.kr)を通

じて速かに公開している。食薬処は今後とも消費者の信頼と安心を得られるように、平時はもちろん放射能汚染事故にも徹底的に備えるために食品放射能安全管理体系を持続的に強化すると発表した。

8. 食品医薬品安全庁、食品の輸出を積極的に支援

食品政策調整課 2015-01-29

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=2&seq=26339&cmd=v>

食品医薬品安全処は、FTA 締結拡大で国内食品などの海外輸出を支援するために現場中心の総合的な輸出支援政策を推進すると発表した。

主要内容は、▲米国 FDA 実態調査支援、▲輸出国基準規格情報公開、▲輸出作業場登録及び事後管理支援などである。

9. 「安全な食べ物で国民の幸福を導きます」

企画財政担当官室 2015-01-26

<http://www.mfds.go.kr/index.do?mid=675&pageNo=3&seq=26289&cmd=v>

食品医薬品安全処は、これまで構築された安全管理システムをさらに強化すると同時に食薬安全の基本を正しく構築して実質的な成果を導出するための2015年業務計画を作成したと発表した。

● その他

食品安全関係情報（食品安全委員会）から

（食品安全情報では取り上げていない、食品安全関係情報に記載されている情報をお知らせします。）

- 台湾衛生福利部食品薬物管理署、市場流通食品中の残留動物用医薬品の検査結果を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04190290493>
- スペイン消費食品安全栄養庁(AECOSAN)、ビスフェノール A に関する情報を更新
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04190340507>
- バスク州食品安全機関(ELIKA)、消費者に向けたブログの開始を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04191170508>
- 台湾衛生福利部食品薬物管理署、輸入食品の検査で不合格となった食品等を公表
<http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04191250493>

ニューヨーク司法長官プレスリリース

Schneiderman 司法長官は DNA 検査の結果表示されている植物が検出されなかったため

主要販売業者に販売中止を要請

A.G. Schneiderman Asks Major Retailers To Halt Sales Of Certain Herbal Supplements As DNA Tests Fail To Detect Plant Materials Listed On Majority Of Products Tested

February 3rd 2015

<http://www.ag.ny.gov/press-release/ag-schneiderman-asks-major-retailers-halt-sales-certain-herbal-supplements-dna-tests>

Schneiderman 司法長官は、4つの主要販売業者 GNC、Target、Walgreens および Walmart に対し、ストアブランドのハーブ製品には表示に記載された物質や原料が含まれていないことが確認されたとして迅速な販売中止を要請する文書を送付したことを発表した。問題の製品は、エキナセア、朝鮮人参、セントジョーンズワート等を含むものである。司法長官事務所が調査したところ、ストアブランドのサプリメントから表示されている植物の DNA が検出されたのはたった 21%だった。最も成績が悪かったのは Walmart で、たった 4%しか表示と一致しなかった。司法長官は、「DNA 検査の結果は、ハーブサプリメント業者についての長年の疑問を確認したようなものである。誤表示、汚染、そして虚偽広告は違法である。それらは、消費者（ニューヨーク市民）、特に隠れた成分にアレルギーのある人にとっては許容できないリスクとなる。」と述べた。表示に記載がなく混入していたのは、コメ、豆類、松、柑橘類、アスパラガス、サクラソウ、小麦、野生人参などである。

EurekaAlert

- ストレスを受けた若いミツバチがコロニー崩壊の原因である可能性

'Stressed' young bees could be the cause of colony collapse

9-Feb-2015

http://www.eurekaalert.org/pub_releases/2015-02/qmuo-yb020615.php

あまりにも早く成長を求められることが、世界中で見られるミツバチの破壊的減少を説明する主要因子であるとの可能性が *PNAS* に発表された。

コロニー崩壊疾患 (CCD) が世界中で脅威となり科学者や農家が少なくとも 10 年は主要課題としてきたが、決定的な原因はまだわかっていない。ミツバチは通常 2~3 週齢になってから採集を始めるが、コロニーの餌不足、病気、他の原因で大きいミツバチがいないような場合には、若いミツバチが餌を探しに行く。Queen Mary University of London (QMUL) の研究者たちが数千匹のミツバチの生涯を追跡したところ、若いミツバチは採集に失敗することが多く、最初のフライトで死にやすい。若いミツバチが採集に行くことは CCD のような、コロニーの劇的減少につながるとしている。

- 全国調査は米国人のナチュラル製品使用の変遷を報告

Nationwide study reports shifts in Americans' use of natural products

11-Feb-2015

http://www.eurekaalert.org/pub_releases/2015-02/nfc-nsr_1021115.php

全国を代表する調査の結果、米国のナチュラル製品の使用は 2007 年以降変わってきている。一部の製品の人気が増し、一部は好まれなくなった。全体としてナチュラル製品（ビタミンやミネラル以外のダイエタリーサプリメント）が最も多く使われる代替医療であり続けている。

NIH の補完統合健康センター（NCCIH）と CDC の保健統計センター（NCHS）が開発した補完健康質問票を用いて 5 年ごとに調査が行われている。最新は 2012 年で、その前の 2002 年と 2007 年の結果と比較した。明らかになったことは次の通り。

- ・ 成人で最も多く使われているのは魚油
- ・ 2007 年から 2012 年の間に成人の魚油、プロバイオティクスあるいはプレバイオティクス、メラトニン使用が増加
- ・ 2007 年から 2012 年の間に成人のグルコサミン/コンドロイチン、エキナセア、ニンニク使用は減少
- ・ メラトニン使用が 2007 年から 2012 年の間に相当増加しており、二番目に多く使われているナチュラル製品

NCCIH の Josephine P. Briggs 博士は、何故このような変化がおこったのかは評価していないが、一部のトレンドは有効性に関する研究結果の発表に沿っている、と述べる。例えばメラトニンの有効性に関する論文は劇的に増えた。一方、エキナセアの風邪への影響についての研究結果は矛盾している。このことは、NIH がこれらについて研究を行い人々に情報を提供することの重要性を再確認する。

* Use of Complementary Health Approaches in the U.S.

National Health Interview Survey (NHIS)

<https://nccih.nih.gov/research/statistics/NHIS/2012>

（サプリメントの他にヨガやカイロも調査している）

● その他文献

Deepwater Horizon 重油流出後のターゲット健康リスク評価：ベトナムアメリカンのエビ喫食集団における多環芳香族炭化水素暴露

A Targeted Health Risk Assessment Following the Deepwater Horizon Oil Spill: Polycyclic Aromatic Hydrocarbon Exposure in Vietnamese-American Shrimp Consumers

Mark J. Wilson et al.,

<http://ehp.niehs.nih.gov/1408684/>

* 紹介記事：

Deepwater Horizon 後のエビ摂取：ベトナム系アメリカ人に過剰リスクの根拠はない

Shrimp Consumption after Deepwater Horizon: No Evidence of Excess Risks for Vietnamese Americans

Janet L. Pelley

<http://ehp.niehs.nih.gov/123-A45/>

フライ、グリル、バーベキュー、トースト、ローストの影響を知るための、家庭で調理した食品の PAH 生成調査

Investigation into the formation of PAHs in foods prepared in the home to determine the effects of frying, grilling, barbecuing, toasting and roasting

Martin Rose et al.,

Food Chem Toxicol. 2015 Jan 26;78C:1-9

化学汚染物質の食事暴露量軽減対策の有効性を決定する枠組み

A framework to determine the effectiveness of dietary exposure mitigation to chemical contaminants

H.J. (Ine) van der Fels-Klerx et al.,

Food Chem Toxicol. 2014 Dec;74:360-71.

<http://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0278691514004566>

(オープンアクセス)

遺伝毒性発がん性物質のベンチマーク用量モデル作成と暴露マージン導出のための適切な腫瘍データセットの選択：腫瘍のタイプの生物学的妥当性、データの質、不確実性評価の考察

Selection of appropriate tumour data sets for Benchmark Dose Modelling (BMD) and derivation of a Margin of Exposure (MoE) for substances that are genotoxic and carcinogenic: Considerations of biological relevance of tumour type, data quality and uncertainty assessment

Lutz Edler et al.,

Food Chem Toxicol. 2014 Aug;70:264-89

<http://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0278691513007059>

(オープンアクセス)

香料成分の安全性評価プロセス RIFM 基準

Criteria for the Research Institute for Fragrance Materials, Inc. (RIFM) safety evaluation process for fragrance ingredients

Api AM et.al.

Food Chem Toxicol. 2014 Dec 12. [Epub ahead of print]

<http://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0278691514004815>

評価例

・メチルジヒドロジャスモン酸

RIFM fragrance ingredient safety assessment, methyl dihydrojasmonate, CAS registry number 24851-98-7

・ α -アミルシンナムアルデヒド

RIFM fragrance ingredient safety assessment, α -amylcinnamaldehyde, CAS registry number 122-40-7

・リナリルヘキサノエート (ヘキサノ酸リナリル)

RIFM fragrance ingredient safety assessment, Linalyl hexanoate, CAS registry number 7779-23-9

・酢酸リナリル

RIFM FRAGRANCE INGREDIENT SAFETY ASSESSMENT, Linalyl acetate, CAS Registry Number 115-95-7

・リナロール

RIFM fragrance ingredient safety assessment, linalool, CAS registry number 78-70-6

・2,6-ジメチル-5-ヘプテナール

RIFM FRAGRANCE INGREDIENT SAFETY ASSESSMENT, 2,6-Dimethyl-5-heptenal, CAS Registry Number 106-72-9

OxyELITE pro の経験と現役軍人の急性肝障害

Experience with OxyELITE pro and acute liver injury in active duty service members.

Foley S, Butlin E, Shields W, Lacey B.

Dig Dis Sci. 2014 Dec;59(12):3117-21

ビタミン C の高用量サプリメントによる小児尿石症：子どもの最初の症例と文献レビュー

High-dose supplementation with vitamin C--induced pediatric urolithiasis: the first case report in a child and literature review.

Chen X, Shen L, Gu X, Dai X, Zhang L, Xu Y, Zhou P.

Urology. 2014 Oct;84(4):922-4.

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室